

令和5年（行ウ）第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 ロッセル カップ 外159名

被告 東京都（処分行政庁：東京都知事）

5

原告ら準備書面（4）

令和7年2月19日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 幸 夫



原告らは、本件環境影響評価書における瑕疵と東京都知事の施行認可処分の効力について、次のとおり従前の主張を補充する。

15

第1 本件事業者による環境影響評価書の提出と東京都知事の対応について

- 1 被告の主張によると、①本件事業者は、令和5年1月10日、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）に係る環境影響評価書（乙32の1。以下「本件環境影響書」という。）を、東京都環境影響評価条例（以下「東京都条例」という。）59条1項に基づき、本件再開発事業の施行許
20 認可権者である東京都知事（処分行政庁。以下「都知事」という。）に対して、本件環境影響評価書を送付するとともに、同条例60条に基づく要請をした（乙20）、②同年1月20日、都知事は、東京都条例59条1項に基づき、事業者から本件環境影響評価書の提出があった旨を公示するとともに、これを縦覧
25 に供した（乙25）とされる（被告の令和5年6月29日付答弁書第3、5【同17頁以下】。それ以前の経緯については、同15～17頁に記載されている。）。

2 処分行政庁である都知事は、これを受けて、令和5年2月17日付で本件再
開発事業の個人施行の施行認可（本件処分）をした（乙1）。

3 従前、原告らは、本件処分が取り消されるべき理由の1つとして、「環境影
響評価に関する審議が十分なされていないこと」と主張していた（令和5年2
5 月28日付訴状・請求の原因第8、4【同16頁以下。見出しに「環境影響調査」と
あるのは「環境影響評価」の誤記である。】、同年8月9日付訴状・請求の原因第8、
4【同16頁以下。見出しに「環境影響調査」とあるのは「環境影響評価」の誤記で
あるので訂正する。】）。

原告らは、本準備書面において、この点に関するこれまでの主張を敷衍・補
10 充する。

第2 環境影響評価手続の瑕疵が処分の違法と判断される場合の判断枠組み

1 環境影響評価法は、環境影響評価について、土地の形状の変更、工作物の新
設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る
15 環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づ
き、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することと規定する環境基
本法20条の規定を受けて制定されたものであり、土地の形状の変更、工作物
の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評
価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価につ
いて国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著し
20 いものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われ
るための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響
評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容
に関する決定に反映させるための措置を採ること等により、その事業に係る環
25 境の保全について適正な配慮がされることを確保し、もって現在及び将来の国
民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としている（同法1条）。

そして、環境影響評価法は、環境影響評価につき、事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することと定義している（同法2条1項）。

さらに、環境影響評価法は、このように環境影響評価を当該事業の実施主体である事業者が自ら行うものであることを前提とした上で（なお、同法12条参照）、事業者に対し、①環境影響評価の実施に先立って、対象事業の目的及び内容、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載した方法書（同法5条1項、主務省令2条1項ないし4項）を作成して、それについて有意見者及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事からの意見を受けるための手続を行い（同法5条ないし10条）、②提出された意見につき、勘案・配意して、方法書に記載した環境影響評価の項目等に検討を加えた上で、本件主務省令5条ないし12条に定めるところにより、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した上で（同法11条）、それらに基づいて、本件主務省令14条ないし17条に定めるところにより、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものである環境影響評価を実施し（同法12条）、③方法書についての上記の意見又はその概要、この意見についての事業者の見解のほか、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、環境の保全のための措置を含む環境影響評価の結果等を記載した準備書（同法14条1項、本件主務省令18条）を作成して、これについて有意見者及び関係都道府県知事からの意見を受けるための手続を行い（同法14条ないし20条）、④上記の意見につき勘案・配意して準備書

の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは必要に応じて改めて環境影響評価を実施するなどした上で、準備書に記載すべき事項のほか、準備書についての上記の意見又はその概要及びこの意見について的事業者の見解を記載した評価書（同法21条2項、本件主務省令19条）を作成して、免許等を行う者からの意見を受けるための手続を行い（同法21条ないし24条）、⑤免許等を行う者等の意見（24条意見）を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは必要に応じて修正部分について改めて環境影響評価を行うなどした上で、本件主務省令20条の定めるところにより評価書の補正をし、その上で免許等を行う者等に確定評価書（補正後の評価書）を送付するとともに、関係都道府県知事等に確定評価書、これを要約した書面及び評価法24条の書面（24条意見が記載されたもの。以下「24条書面」という。）を送付し、また、評価書を作成した旨等の公告や確定評価書及び24条書面（以下「確定評価書等」という。）等の縦覧をすること（25条ないし27条）を義務付けている（以下、事業者自らが行う環境影響評価に加え、環境影響評価をめぐり事業者が外部から意見を受けるための手続を含む以上のような評価法の定める一連の手続の全体を「外部手続を含む環境影響評価手続」という。）。

2 このように、環境影響評価法が、①方法書の手続、②環境影響評価の実施、③準備書の手続、④評価書の手続、⑤評価書の再検討及び確定の手続という段階を踏む外部手続を含む環境影響評価手続を定め、方法書、準備書及び評価書のそれぞれについて、その段階に応じて有意見者、関係する都道府県知事等又は免許等を行う者等からの意見を受けることとしたのは、環境影響評価が、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境配慮をするものであって、そのために有益な情報は事業者が自ら収集するのが基本であるものの、そうした環境情報は地方公共団体等や一般の人々の間

に広く分散して保有されており、これを的確かつ効率的に収集するための仕組みが必要とされることによるものと解される。そして、環境影響評価法が用意した環境情報を的確かつ効率的に収集する仕組みが機能するには、外部手続を含む環境影響評価手続が適切に進められることが必要であることに鑑みれば、
5 外部者からの意見には手続の進行に関するものも含まれ、環境影響評価法は、事業者が外部者からの意見について配意・勘案してそれを手続の自律的かつ適切な進行に役立てることをも想定しているものと解される。

また、外部手続を含む環境影響評価手続によって最終的に作成される確定評価書等には、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、環境保全措置等を含む環境影響評価の結果に加え、方法書及び準備書について外部者から提出された意見又はその概要、それらの意見についての事業者の見解、24
10 条意見等が記載されていることに照らせば、確定評価書等は、外部手続を含む環境影響評価手続の最終成果物であって、当該事業による環境への影響を調査、予測及び評価するとともに、環境保全措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価した結果の集大成であり、環境情報を集積し、これによって環境保全措置の検討を含む環境影響評価及びその再検討を行い、その内容を確定させた過程（外部手続を含む環境影響評価手続の過程）及びその結果の集約物であるとい
15 うことができ、以上のことを逆にいえば、外部手続を含む環境影響評価手続は、このような内容の確定評価書等を作成するための手続であるともいうことができる。

3 さらに、環境影響評価法は、事業者に対し、同27条の規定による公告を行うまで、対象事業を実施してはならないと規定して（同法31条）、外部手続を含む環境影響評価手続が確実に履践されることを担保し、その上で、対象事業に係る免許等を行う者に、確定評価書等に基づき、当該対象事業につき、環境
25 配慮がされるものであるかどうかの審査（環境配慮審査）をすることを求め（同法33条1項）、当該規定に定める当該基準に関する審査（以下「免許等基準審査」

という。)と環境配慮審査の結果を併せて判断するものとし、免許等基準審査に適合している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする(同条2項1号)などしている。

5 これは、確定評価書等が外部手続を含む環境影響評価手続の最終成果物であって、外部手続を含む環境影響評価手続は確定評価書等を作成するための手続であるともいえること、確定評価書等が、当該対象事業による環境への影響を調査、予測及び評価するとともに、環境保全措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価した結果の集大成であり、環境情報を集積し、これ
10 によって環境保全措置の検討を含む環境影響評価及びその再検討等を行い、その内容を確定させる過程(外部手続を含む環境影響評価手続の過程)及びその結果の集約物であることから、確定評価書等に基づいて、当該対象事業が環境配慮をするものであるかどうかを審査し、免許等基準審査の結果のみによれば当該免許等をすべき場合であっても、免許等基準審査の結果と環境配慮
15 審査の結果を併せて判断して当該免許等を拒否する処分等を行うことができることとして、外部手続を含む環境影響評価手続の実効性を担保し、そのことをもって環境影響評価が適切かつ円滑に行われ、かつ、その結果が環境保全措置その他の当該対象事業の内容に関する決定に反映されるなどの環境配慮の確保に結び付けられるようにしているものであると解される。

20 更に敷衍すれば、環境配慮審査は、上記のとおり、確定評価書等に基づいて、すなわち確定評価書等の内容を判断材料として、当該対象事業が環境配慮をするものであるかどうかを審査するものであるが、そのためには、前提として、確定評価書の内容が環境配慮をするものとなっているかどうかを確認した上、確定評価書において検討された事項等に照らして審査判断をして
25 いくことになる。その結果、外部手続を含む環境影響評価手続の結果(確定評価書に記載された環境影響評価の結果)が環境配慮をするものであり(不合理な

ものではなく)、かつ、当該結果に照らして環境保全措置等を含む当該対象事業の内容が環境配慮をするものであるといえれば、当該対象事業において環境配慮がされるものであるといえることになる。

環境影響評価法は、このような観点から、外部手続を含む環境影響評価手続の過程及び結果の集約物である確定評価書等に基づき当該対象事業について環境配慮審査をすることとし、もって、当該対象事業につき環境配慮がされることを確保しようとするものであると考えられる。

4 環境影響評価法 33 条 2 項各号の文言に照らし、例えば、同項 1 号の場合に当該免許等を行う者は、免許等基準審査の結果適合性が認められる場合において、環境配慮審査の結果では適合性が認められないときには、当該免許等を拒否する処分又は当該免許等に必要な条件を付することができるものの、必ず当該免許等を拒否する処分等をしなければならないとされているわけではなく、当該免許等を付与する処分をすることも可能である。

しかしながら、環境影響評価法が、対象事業において環境配慮がされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としていること（同法 1 条）、環境配慮審査が外部手続を含む環境影響評価手続の実効性を担保するために行われるものであることに加え、当該免許等に必要な条件を付することもできるとされていることに鑑みれば、当該対象事業につき、環境配慮がされるものであるとはいえないにもかかわらず、必要な条件を付することもなく当該免許等を付与することは許されないと解すべきである。

5 この点に関して、被告は、都市再開発法 7 条の 14 を引用して、「認可権者である東京都知事は、上記の 1 号から 5 号までに含まれていない要件を設定してその認可をしないとはできない。」、東京都環境影響評価条例 60 条の規定について、「これは、許認可の条件として評価書の内容を付け加えるものではなく、許認可そのものは当該許認可について定める法令及び条例の規定

に従ってなされるべきことを前提とした上で、評価書の内容を踏まえた行政指導（行政手続法2条6号）として、指導、勧告、助言等を行うことを要望するものである。」と主張している（被告の令和5年9月13日付準備書面（2）第1、2【同3頁】）。

5 これは、都市再開発法7条の14が、都知事が、本件再開発事業について施行認可をするに当たっては、本件処分免許等基準審査適合性だけを審査して判断すべきであり、環境配慮審査適合性の審査をすべきではないと主張しているものと考えられる。

10 しかしながら、環境影響評価法33条1項は、「対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第24条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。」と規定し、同条2項1号は、「一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定であって政令で定めるものに係る免許等」について、「当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。」と規定している。これは、「一定の基準に該

15 当している場合には免許等を行うものとする旨の法律の規定」がある場合においても、環境配慮審査適合性の審査を求めるものであり、その点の審査を求める許可基準が創設されているのである（北村喜宣『環境法〔第6版〕』〔弘文堂、2023年〕329頁）。

25 東京都環境影響評価条例には、このようないわゆる横断条項は無いが、同60条は、「知事は、前条第一項の規定（引用者注：評価書についての公示、縦覧等の規定）により評価書等の写しを許認可権者に送付するときは、当該許認

可権者に対し、当該対象事業の実施についての許認可等を行うに際して当該評価書の内容について十分配慮するよう要請しなければならない。」と規定している。この規定については、環境影響評価法33条2項1号を準用又は類推適用すべきである。

5 そうであれば、東京環境影響評価条例60条を根拠に、都知事は、本件再開発事業の施行認可をするに際しては、免許等基準審査適合性の審査に加えて、環境配慮審査適合性の審査を行わなければならないのである。

よって、この点に関する被告の上記主張は失当である。

6 他方、免許等基準審査適合性に加え、環境配慮審査適合性が認められる場合に、当該免許等を行う者は、当該免許等を付与する処分をすることになるが、
10 環境配慮審査は、環境の保全についての適正な配慮（環境配慮）がされるものであるかどうかの審査であって、包括的な概念である「環境」につき、その構成要素に変動をもたらす程度の規模内容を持つ土地の形状の変更等の事業である対象事業（環境影響評価法2条2項ないし4項参照）が行われ、その意味で
15 「環境」の構成要素の一部は必ず変動することを前提に、当該変動の後前を通じて「環境」が「保全」されること、すなわち一定の状態のままに保持されることを問題とするものであることに鑑みれば、環境配慮審査は、全体としては変動がある中で「保全」されるべき対象を取捨選択することの当否の判断を必然的に含む審査であるが、この当否を判断する際によるべき基準について直接
20 定めた法令の規定は見当たらないから、その判断を当該免許等を行う者の合理的な裁量に委ねられたものと解さざるを得ない。また、保全のための手段方法は当然に一つではなく、保全についての「配慮」の内容や程度は多種多様であり得るところ、そのような中で何をもって「適正な配慮」とするのかの判断も当然に含む審査であるところ、この判断においてよるべき基準を定めた法令の
25 規定も見当たらないから、この点も当該免許等を行う者の合理的な裁量に委ねられたものと解すべきであって、環境配慮審査において当該免許等を行う者に

は合理的な範囲での裁量権が認められているといわざるを得ない。

そして、この環境配慮審査は、前記のとおり、確定評価書等に基づく審査であり、具体的には、確定評価書等に基づいて環境保全措置等を含む当該対象事業の内容が環境配慮をするものであるといえるかどうかを審査するものであるが、そのためには、外部手続を含む環境影響評価手続の結果が環境配慮をするものであると認められるかどうか（不合理なものでないかどうか）を検討する必要があり、そのためには、これを検証する限度で、当該結果に至る外部手続を含む環境影響評価手続の過程を検討する必要があるから、結局、確定評価書等に基づき、事業者が行った環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定や、それらに基づいて行われた環境の構成要素に係る項目ごとの調査、予測及び評価、それらを行う過程における環境保全措置の検討、当該措置が講じられた場合における環境影響の評価、さらに、これらの事項の再検討等、環境影響評価の結果の確定（外部手続を含む環境影響評価手続の結果の確定でもある。）に至るまでの過程につき、確定評価書等に集約された外部者からの意見をも含めた環境情報に照らして、外部手続を含む環境影響評価手続の各過程を検討することが必要となる。当該免許等を行う者は、このような検討によって、外部手続を含む環境影響評価手続の結果が環境配慮をするものであり、かつ、その結果に照らして、環境保全措置を含む当該対象事業の内容が環境配慮をするものであると認められる場合に、環境配慮審査適合性を認めることになる。

7 以上によれば、免許等を行う者が環境配慮審査適合性を認めて当該免許等を付与した判断が違法であるというためには、少なくとも、確定評価書等に基づき当該対象事業につき環境配慮がされるものであるとしたその判断が事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、免許等を行う者に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであることが明らかであることを要するものと解すべきである。

この場合、外部手続を含む環境影響評価手続が適正に実施されているかどうかは司法審査の直接の対象ではないが、当該対象事業につき環境配慮がされるものであるかどうか（環境配慮審査適合性）を審査するには、外部手続を含む環境影響評価手続の結果（環境影響評価の結果）が環境配慮の観点から合理的であるかどうかを審査する必要がある、そのためには当該結果が確定されるに至るまでの外部手続を含む環境影響評価手続の過程について検討する必要があるから、この過程の検討も以上のような観点から司法審査の内容に含まれることになる（以上につき、東京地方裁判所平成23年6月9日判決・判例秘書L06630559参照）。

以上が、判断枠組みであり、これを前提として、本件環境影響評価書に基づく都知事の施行認可（本件処分）について論じることとする。

第3 本件環境影響評価書の瑕疵について

1 本件環境影響評価書には、日本イコモスが指摘するような様々な問題があるが（甲24、甲46、甲51〔ヘリテージ・アラート〕、甲52、甲168）、このうち環境への重大な影響が懸念されている以下の5つの問題点に絞って、本件事業者が東京都に提出した環境影響評価書の瑕疵とそれに基づく東京都知事の本案再開発事業の施行認可の効力について論ずることとする（甲172の大方意見書参照）。

- ① 新ラグビー場の建築による「建国記念文庫の杜」の樹木と生態系に対する影響の予測・評価がなされていないこと
- ② 新野球場の建築による4列のいちよう並木についての影響の予測・評価がなされていないこと
- ③ 新野球場の建築による4列のいちよう並木についての影響の予測・評価がなされていないこと
- ④ 新野球場による騒音問題に対する「環境の保全のための措置」の欠落に

ついて

- ⑤ 移植を通じた樹木の生態系の保全」という実現不可能な手法によって生態系を保全していることについて

以下、詳述する。

2 新ラグビー場の建築による「建国記念文庫の杜」の樹木と生態系に対する影響の予測・評価がなされていないこと

(1) はじめに

本件再開発事業による緑・生態系に対する環境影響について、大きな懸念が各方面から表明されている事項の一つが、新ラグビー場建設による建国記念文庫の杜の樹木と生態系への影響である。

新ラグビー場は、現在の神宮第二球場の敷地と、建国記念文庫の杜の街区とを、その間にある新宿区道を廃道の上、統合した敷地に建設する計画となっているが、その際、新ラグビー場の建物が、建国記念文庫の杜の樹木の南側半分の上に建つため、その部分の樹木はすべて伐採ないし移植されることとなる一方、北半分の樹木については、地区計画によって「保全緑地1」として定められているところからも、しかるべく保全する計画となっている。しかしながら、その「保全緑地1」に該当する樹木については、その南側直近に新ラグビー場の高さ50m前後の建物が建つことから、その日影の影響や、建物の土台による樹木の根系に対する影響により、樹木が枯損したり、樹林地としての生態系が変化したりすることが懸念されている。

(2) 東京都環境影響評価審議会第1部会での議論

令和4年5月19日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第1部会（第2回）において、本件環境影響評価書案について審議された際に、横田委員と事業者との間で、次のようなやりとりがなされている（甲173・31～34頁。下線は原告訴訟代理人による。）。

○横田委員 ……それから、建国記念文庫のところに関しても、なぜ、その施設配置が…北東側の緑地を削るような形で配置されているのか、南西側に少しずらすことができないのか、この点についての考えが必要かと思ひます。御説明をいただきたいと思ひます。

5 ○事業者 …建国記念文庫のところについては、ラグビー場の規模等々がございますので、建物の形状の変更というのはなかなか難しいのですが、ただ、これはまだ最終形ではないですので、ここについても今後この建国記念文庫のところの緑地に配慮して、計画をしていこうと思ひております。

10 ○横田委員 最終形ではないという御意見ですが、配置構造に関する検討を行うのがこの段階でありまして、この点に関して確定的な見解を示していただく必要があるかと思ひます。

○事業者 …今回の審議会におきまして、それらの調査結果とか施設計画の詳細な検討というところが、具体的にお示しできていないというところについては、申し訳ないのですが、具体的に検討を進めているということは事実として間違いがございません。それから、今後そういった検討の結果につきましては、何らかの形で御懸念をいただいている皆様に発信をしていくということで、事業者の準備を進めておりますので、そこは御理解をいただければと思ひております。

20 ○横田委員 御回答ありがとうございます。その中には配置構造の見直しも含まれるという理解でよろしいのですか。

○事業者 はい。施設の規模は、まさに先ほど日建設計からもありましたとおおり、ラグビーのフィールドのサイズとか、野球場のフィールドのサイズとか、スポーツに必要なサイズというような部分というのは変えられないというものにはなります。しかし、それ以外の建物の計画につきましては、計画の基本構造という設計サイズになっておりますので、今

25

後設計の詳細を詰めていく中で、あるいは工事施工計画をゼネコンと詰めていく中で、樹木あるいは生態系の環境にできるだけ影響を小さくするという努力を進めてまいりたいと思います。

○横田委員 …先ほどおっしゃった北東角の植栽に対する日影の影響なども踏まえすと、(新ラグビー場の) トラス式の屋根の影響というのは非常に大きいのではないかと思います。このトラス式の屋根に関しても、今おっしゃったような施設の具体的な計画の中で再検討の余地があるということ考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 ラグビー場の設計に関しましては、今PFIという手法で、公
の方々の公募、募集をかけているという状況になります。まさにその中
で、このトラス式の屋根につきましても、民間の各企業から知恵が出て
くるというか、そういったところが期待される部分かと思しますので、
現時点で確定しているというものではございません。

このやりとりは、環境影響評価審議会の委員は、配置構造に関する検討
を行うのがこの段階であり、この点に関して確定的な見解を示していただ
く必要があると述べているのに対して、本件事業者はそれを全く理解しよ
うとしない対立が浮き彫りになっている。

(3) 本件環境影響評価書案と本件環境影響評価書について

ア 本件環境影響評価書案

本件環境影響評価書案では、計画建築物の冬至日の等時間日影図と、事
業区域内外に設定した5つの地点(乙54の2・327頁「図8.7-1 日影調査
地点」)における冬至・春分・秋分・夏至の日影時間(現況と事業完了後の予
測)を示したデータを記載しただけで、建国記念文庫の杜の樹木をはじめ、
事業区域内の保全すべき樹木や移植する樹木等に与える計画建築物による
日影の影響については、何の言及もされていない。単に、事業によって建
設する建築物が「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条

例」に定める日影規制をクリアしていると評価しているだけであり、地区計画において地区施設「保全緑地1」として指定されているところの「建国記念文庫の杜」の存置される部分の樹林に対する新ラグビー場の建物による日影の影響は、客観的・科学的に予測も評価もされていない。

5 東京都環境影響評価条例2条1号は、「環境影響評価」を「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価…を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することをいう。」と定義
10 している。

そうであれば、本条例の下での環境影響評価手続においては、事業者が作成・提出する環境影響評価書において、①当初の事業計画を実施した場合に予測される環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した結果、②その予測・評価を踏まえて適切に事業計画を変更するなどの環境保全措置
15 及び③その措置を実施した場合における環境への影響の客観的・科学的な予測・評価が、それぞれの確に記載されなければならないのであり、そのような記載内容を欠いた環境影響評価書は、本条例における環境影響評価書とはおよそ言えないのであり、重大な瑕疵がある。

20 そうだとすると、本件環境影響評価書案は、新ラグビー場の建築により「建国記念文庫の杜」の存置される部分の樹林に対する日影の影響は、客観的・科学的に予測も評価もされておらず、上記①すら満たしていないものであるから、本条例における環境影響評価書とはおよそ言えないのであり、重大な瑕疵がある。

イ 本件環境影響評価書

25 本件環境影響評価書においても、新ラグビー場の日影の影響については、建国記念文庫の街区の北東角の外の交差点上に設定された「地点5」

への日照の状況と、新ラグビー場の冬至日の等時間日影図が記載されているだけであるにもかかわらず、樹林の外に位置する「地点5」には春分～秋分の期間において新ラグビー場の日影が落ちないことをもって、何らの合理的な説明を示さないままであり、建国記念文庫の区域の中につい
5 ついても「当該樹林には十分な日照が確保される」と断言するだけであ
って、新ラグビー場の日影が「建国記念文庫（すなわち保全緑地1）」の樹
木や生態系に対して、いかなる影響を与えるかについて、客観的・科学
的な予測や評価は何も示されていない。

(4) 知事の意見

10 新ラグビー場による環境への影響に関して、環境影響評価審議会の答申を
受けた知事の意見において、以下の指摘がなされている（乙54の2・564
頁）。

「4 神宮外苑広場(建国記念文庫)周辺の緑のまとまりについて、ラグビー場棟
の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生
15 物・生態系の保全エリアを設定すること。設定した保全エリアの拡大について、
施設設計の深度化と併せて継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大する
とともに、ラグビー場の配置・構造等の詳細設計において生物・生態系への影
響を回避・最小化する措置を具体化すること。」

(5) 環境影響評価書素案と本件環境影響評価書

20 ア 知事意見を受けて、本件事業者は、環境影響評価書素案（以下「素案」
という。）を作成して、令和4年11月30日に東京都に提出し（乙52）、
これについて同年12月26日の環境影響評価審議会総会において受理報
告と事業者による説明および質疑・助言が行われた（甲135）。その後、
事業者は、素案に対する委員の助言を受けて、素案に修正を加え、最終的
25 な環境影響評価書を、令和5年1月10日に東京都に提出し（乙54の1
乃至3）、同年1月30日開催の環境影響評価審議会において、その受理

報告と事業者による説明・質疑・助言が行われた（甲174・18頁以下）。
イ 環境影響評価書素案には、新ラグビー場による建国記念文庫の杜の樹木
への日影の影響に関する予測・評価に係る事項として、以下の記述が
盛り込まれた（甲175・374頁）。

5 「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場(建国記念文庫)への日影の影響につ
いては、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場(建国記念文庫)から最も近い調査地点「写
真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前 交差点)」において、樹木が最も生長する
時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことから、日照は確保されるもの
と考える。」

10 このように、素案では、神宮外苑広場(建国記念文庫)の日影の状況で
はなく、当該区域から「最も近い調査地点」(すなわち区域の北東角の外に
位置する道路上の「絵画館前 交差点」の中央部)の日影のデータのみを参
照して、神宮外苑広場(建国記念文庫)の日影の状況については、何らのデ
ータを参照することもなく、したがって科学的データに基づいた予測や
15 評価を行わないまま、単なる憶測として、「日照は確保されるものと考え
る。」と記述しているのである。

「日照は確保されるものと予測される」という表現でも、「日照は確保
されるものと評価される。」という表現でもなく、「日照は確保されるも
のと考える」という表現になっているのは、本件事業者は、客観的・科
20 学的根拠のないまま、専ら主観的に、神宮外苑広場(建国記念文庫)に対す
る「日照は確保されるものと考える。」という希望的憶測を述べているに
過ぎない。

また、素案についての受理報告がされた令和4年12月26日に開催
された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会の際に、
25 高橋委員、廣江委員、池邊委員、横田委員からの助言を事務局が紹介し
た際に、以下に引用する助言がなされている（甲135・31頁）。

「日影の天空写真調査地点No.5は、神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも『日照は確保される』と言えないのではないか。確認の上見直しを検討されたい。」

この助言に対して、本件事業者は、「…右側、神宮外苑広場の北側については、樹木が最も成長する時期（夏至及び春・秋分）において日照は確保されますが、ご指摘いただきましたとおり、南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただく予定です。」と回答している（甲135・35頁）。しかしながら、本件環境影響評価評価書においては、「南側を含めて誤解のないよう文章を修正」されておらず、建国記念文庫の区域の内側についての日影の影響についての予測・評価は何も記述されないままとなっている。

(6) 本件環境影響評価書の瑕疵について

ア そもそも、本件環境影響評価評価書においては、新ラグビー場の建物による（冬至だけでなく、春分・夏至・秋分などの）等時間日影図等が示され、その上で、当該日影による樹木の健全性や生態系への影響が予測・評価されるべきところ、新ラグビー場の設計がPFI公募中であって未定であることから、今後、設計を深化させる中で「可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める」といった具体的な環境保全水準をなんら示さない空疎な方針を示すのみで、予定する建築物の等時間日影図も示されず、したがって新ラグビー場の建物による日影による建国記念文庫の杜の樹林に対する客観的・科学的な予測と評価は全くなされていない。新ラグビー場の建物の日影の影響だけでなく、土台等による樹木の根の圧迫や、壁に枝があたることを防ぐための剪定、風害の影響なども、全く予測・評価されていない。

新規に植樹して樹林を育てるのであれば、当該土地の日照条件や土壌を勘案して、しかるべき樹種を選定して配置すれば良いはずであるが、

建国記念文庫の杜は、樹齢100年超の大きな樹木を含む成熟した樹林であり、実際、その中の中心的な樹木としては、日照を好む、ケヤキやスダジイなどが存在するのであるから、この建国記念文庫の樹林とその生態系を保全するためには、十分な日照を確保することが重要である。

5 また、春夏秋の日照が確保されたとしても、冬場の日照が不足すれば、当該土地の冬場の温度は従前より著しく低下し、低温に弱い植物や昆虫等が死滅し、生態系が大きく損なわれることが懸念される。

したがって、建国記念文庫の杜の存置部分（すなわち、地区計画の地区施設である「保全緑地1」）の樹林を確実に保全するためには、その直近南
10 側に建つ新ラグビー場の日影による影響が現在の樹林と生態系を保全する上で、許容範囲に収まっているか否かを、事業計画全体を決定し事業に着手する前に、確認しておくことが不可欠である。

したがって、本件環境影響評価書においては、本来、建国記念文庫の杜の存置部分（すなわち「保全緑地1」）に対する新ラグビー場の日影の影響の予測・評価を行い、その結果を記載すべきところ、それを怠り、日影の影響を評価すべき対象の区域内の区域外の外の一地点に対する日影の影響の評価（すなわち春分・夏至・秋分時には日影が落ちないということ）をもって、あたかも本来の対象区域に対する日影の影響の予測・評価を行った結論が得られたかのように装った文章を「環境に及ぼす影響の評価の結論」として記載している。
15
20

この記述は、意図的になされた「虚偽」とまではいえないとしても、建国記念文庫の杜に対する新ラグビー場の日影の影響の予測・評価が全く欠落しているという重大な瑕疵がある。

イ また、そもそも、本件再開発事業の環境影響評価の過程は、評価書提出
25 の時点では、①新ラグビー場の設計がPFI募集の途中で未確定であることから建国記念文庫の杜に対する影響が正確に予測・評価できないこと、

② 4列のいちよう並木の根系調査が未実施のため、新野球場による4列の
いちよう並木に対する影響が正確に予測・評価できないこと、③港区道の
2列のいちよう並木の根系調査が未実施のため、2列のいちよう並木の移
植の可否(実現可能性)が判断できないこと、④「移植による生態系の復元」
5 について、移植元の生態系の詳細や、仮移植先の土地の状況、移植先の土
地の状況などの把握が不十分であることから、具体的に、どのように「ま
とまった形で」樹木や地中の生物等を含めた土壌等を移植するのかという
移植計画が定まっていないこと、⑤新野球場の設計が未確定であることか
ら競技実施中の騒音レベルが正確に予測・評価できないことなど、事業計
10 画が不確定であるため、客観的・科学的で確度の高い環境影響の予測・評
価が不可能であるという根本的な問題を抱えているものであった。

しかしながら、たとえば新ラグビー場に関していえば、本件環境影響
評価書を提出した時点では、既にPFI事業者は決まっていたのである
から(令和4年8月22日に落札者が決定している。甲176)、事業者とし
15 ては、急いで基本設計を行い、建物の形状を確定し、正確な日影図等を
作成し、環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した上で、その結
果を記載した評価書を提出すべきであったし、それは可能であった。

しかるに、事業計画が未定であるために、重要な事項に関する事前の
影響予測・評価を欠いた環境影響評価書は、東京都条例が定める環境影
20 響評価書の要件を満たしていないという重大な瑕疵があり、そもそも、
環境影響評価の対象たりえないのである。

すなわち、主要な施設の基本的な仕様・諸元・概略的形態が定まって
おらず、当該施設の日影の影響の予測・評価のためのデータが示されて
いない段階で、審議会が評価書案の記載内容の妥当性を客観的・科学的
25 に判断することは技術的に不可能であるから、そのような段階において
事業段階の環境影響評価手続を適切に実施することは原理的に不可能で

ある。

しかるに、審議スケジュールの消化を優先するような審議会事務局の意見に押され、審議会としては、東京都条例 2 条 1 号による環境影響評価書の要件をおよそ満たしていない本件環境影響評価書を受理し、東京都知事は、これに基づいて、本件再開発事業の施行認可したものである。

(7) 小 括

以上から、新ラグビー場の建築による「建国記念文庫の杜」の樹木と生態系に対する影響の予測・評価がなされておらず、計画未確定による環境影響予測・評価が欠落しているという重大な瑕疵がある。

3 新野球場の建築による 4 列のいちよう並木についての影響の予測・評価がなされていないこと

(1) はじめに

新野球場の壁が直近に迫ることによって 4 列のいちよう並木のいちようの木の本が傷められ枯損するおそれが高いという懸念は様々な方面から表明されていたところである（たとえば、甲 2 8）。

新野球場の東側の壁面の位置は、地区計画において指定された「4 号壁面線」より西側に配置するものとされているが、この 4 号壁面線は、建物の壁面を、新野球場の敷地と都道の境界線から 8 m 以上離すことを求めるものであり、この道路境界線から 8 m 離れた位置とは、現存する 4 列銀杏並木の西側の銀杏の幹の中心からの距離としては約 6 m にあたる距離であるから、この位置に新野球場の壁やその基礎を設置することは、樹高 20m を超えるいちようの樹の根を傷めることは確実と予想されている。

実際にも、「都民の意見を聴く会の意見の概要」（乙 5 4 の 2・5 9 3 頁、表 14-2(1) 意見の概要「1. 環境一般」の第 3 段）においても、

「いちよう並木の生育環境への悪影響や景観の破壊なしに並木に近接して野球場を建築することは不可能と思う。」

との意見が記載されているところである。

また、令和4年5月19日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第1部会（第2回）において、本件環境影響評価書案について審議された際に、横田委員は、次のように発言している（甲173・46頁）。

5 ○横田委員 …いちよう並木に関してですが、こちらも、「生物・生態系」と「景観」の観点から〔答申に盛り込むかどうかを検討する「総括審議」の事項に〕含める必要性を感じております。やはり、〔野球場との〕離隔距離が非常に狭くて、影響がないとは言い切れない環境において、どのように保全措置をしているのかは、もっと具体的に検討すべき事項ですし、当然、モニタリングをしながらやっていく具体的な根系調査のやり方を、〔評価書に〕追記いただきたいと考えています。

(2) 本件環境影響評価書案

4列のいちよう並木と新野球場との関係については、本件環境影響評価書案の「8 生物・生態系」の「8.3.1 環境保全のための措置」において、次のような記述がなされている（甲177・322頁の最初の2つの「・」）。

- 15 ・青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木を保存するとともに、既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画としている。
- 20 ・今後詳細な設計を実施するにあたり、存置する既存樹木の生育に影響が及ばないよう、既存樹木の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持する等、計画建物の配置等に配慮する。

これは、本件環境影響評価書提出の後の段階において、新野球場の詳細設計を行う際に、銀杏の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持するということであるから、新野球場の建物の位置は、単に、新野球場の建物の「地下躯体」（地中の杭や土台などの構造物）の位置と銀杏の「根鉢」の位置との「離隔距離」を確保するということであるから、いちようの幹の中心

から約6mの位置に新野球場の外壁が位置するという当初の建物配置は変えないまま、単に、地中の構造物の作り方を、できるだけいちょうの根を傷めないようなものにするということを述べているに過ぎない。

そのような建物の位置を変えないまま、地中構造物に工夫をするだけで、
5 はたしていちょうの根を傷めずに済むかどうかについて、次のとおり、令和4年4月26日開催の令和4年度「東京都環境環境影響評価審議会」第一部会（第1回）において議論されている（甲178・34頁）。

○横田委員 3点目はイチョウです。生態系に関しては最後にいたしますが、イ
10 チョウに関して、やはり、壁面との関係性が、道路境界線からこの断面のイメージですと、8mとなっていますが、根系の保全上は非常に不足していると考えられます。

（中略）

○事業者 これは、実際の施工計画などとも関係してくると思います。ゼネコン
15 等、施工者を決めるのは、まだ先のことではありまして、野球場の着工が2028年だったと思います。あと7年以上あるという中で、この辺の壁面後退と、壁面後退をした上での、御指摘のとおり、「ぎりぎりまでここを8m以上掘るのではないか」というようなお話だったと思いますが、その施工方法についても、施工者と一緒に検討していこうと思っております。

（中略）

20 ○齋藤部会長 ありがとうございます。

私のほうから、今の話のところで少しお伺いしたいと思います。

この建物の離隔をある程度つくっていらっしゃるということですが、工事をするときには、地面も掘り下げることかと思えます。

「施工計画等は今後です」ということですが、イチョウの根に対する影響とい
25 うことについて、もう少し具体的な説明をいただければと思います。「このいち
ょう並木は保存します」ということですので、保存できないといけないと思

ますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 まさにおっしゃるとおりで、この4列いちょう並木の保存というのは、評価書案にも宣言していることですので、これについては、もう約束だと思っていただいていいと思います。

5 当然、その約束を守るために、本当に施工方法ということについて、施工のプロフェッショナルな方を入れて、検討していかなければいけないのかなと思っております。

○齋藤部会長 おっしゃるとおりだと思いますが、その施工のプロフェッショナルを入れたときに、「大丈夫です」ということでないと、「約束です」と言われても、こちらとしても評価をしかねるところではあるなと思っております。

今のところは回答することができないということですね。

○事業者 なかなか難しいと思います。おそらく、地下の部分の、基礎のつくり方にも影響してくると思いますので、現状では、「できる限り、根から離れた位置に、地下躯体をつくるというような検討を進めていきます」というぐらいしか、なかなか難しいのかなと思っております。

15 このような議論を受けて、本件事業者は、令和4年8月16日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）に、本件環境影響評価書に記載すべき「いちょう並木の保全策」を提出している（甲179の審議資料の資料1-1の20頁）。そこでは、次のように述べられている。

「4列いちょう並木の保存は、評価書案でも宣言しており、約束だと思ってもらってよい。約束を守るために、施工方法について、施工のプロフェッショナルを入れて、検討していかなければいけないと思っている。

25 なかなか難しいと思う。地下部分の基礎のつくり方にも影響してくると思うので、現状では、「できる限り、根から離れた位置に、地下躯体をつくるという検討を進めていきます」というぐらいである。

4列いちょう並木は残していくのが、大原則になる。

(回答補足)

保存するいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に
樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、
5 いちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う（資
料3-9～10）。

根系調査は、記載したとおり実施する。樹木医の専門的な見地を受けながら、
調査に適した冬場を実施し、施設計画での配慮、設計や施工に反映を進めてい
きたい。モニタリングに関しては、今は具体的には回答できず申し訳ないが、
10 いちょうを守るといふことは何よりも重要だと思っており、適切なモニタリン
グ方法を樹木医に相談しながら計画していきたいと思う。」

これを受けて、同日開催の環境影響評価審議会において、次のような
意見が出され、本件事業者が応答している（甲180・14，15頁）。

○横田委員 …やはり少し環境保全措置の話に戻ってしまいますが、やはり基本
15 的な対応方針、17ページ、こちらの中で根系の環状剥皮等による根系への影響
を低減するというステップが書かれていますが、この根系の環状剥皮等を経て、
それも不相当と判断される場合は壁面後退というようなことが書かれていると
思うのですけれども、こちらは、環境保全措置の書き方としては、やはり壁面
20 後退がどれだけできるのかという観点を、きちんと書いていただくことが非常
に重要な視点でありますし、今回の一番心配されるいちょう並木に対して、壁
面後退前提での検討を先にさせていただくことができないといけないのではない
かと考えております。（後略）

○事業者 …まず、事業者といたしましては…4列のいちょう並木の景観の保全
ということは今回絶対であると考えております。そのために、まさに今年の年
25 末から来年の春にかけて根系調査をさせていただきますが…壁面後退を前提と
した調査ではなくて、まさに4列のいちょう並木を保全するために、この根系

調査をさせていただきたいと考えております。ですので、この調査をした結果、やはり今の計画では支障が出る部分が出てくれば、今申しあげましたような壁面後退も、当然検討させていただきますし、まず第一に考えているのはこの4列のいちよう並木を絶対枯らさない、保全するんだという部分は、強い思いを持っておりますし、そうさせていただきますので、その前提の中で根系調査を
5 今回やろうと考えております。

これを受けて、本件事業者は、素案に、次のとおり記載している（甲181・374頁）。

（素案）

10 「(エ)いちよう並木の保全について

4列のいちよう並木については、全てを保存する計画である。保存する4列のいちよう並木の西側1列について表層調査を実施した。表層調査の結果は資料編p.466に示すとおりであり、歩道縁石より4.0mから6.4mまでの間において20.0mまでの深さでは直径3.0m以上の根は見られなかった。

15 上記の調査結果を踏まえて野球場棟の実設計前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、調査結果を令和5年春以降の東京都環境影響評価審議会…の事後調査報告書として報告するとともに、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため詳細な建築計画及び施工計画の検討を行い、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する。調査の結果、仮に根が
20 建物の計画範囲に延びていた場合、根に影響を与えないよう、野球場棟の地下基礎部の形（根の張り方等を踏まえ、例えば扁平基礎など）や大きさの調整、地下のビット部分を一部縮小するなど構造上の対応について精査するとともに、地下部への影響を最小限に抑える施工方法を採用するなど、表8.6-33「4列いちよう並木の根系調査について」に示すとおり、設計・施行両面から精査し、
25 4列のいちよう並木を確実に保全する（表6-33、34参照）。合わせて、その配慮の状況については野球場棟の設計の進捗に合わせて審議会で事後調査報告書

等において報告する。」

ここでは、本件事業者が、「事後報告書」で報告することが前面に出ていることが指摘できる。

また、素案についての受理報告がされた令和4年12月26日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会の際に、高橋委員、廣江委員、池邊委員、横田委員からの助言を事務局が紹介した際に、次に引用する助言がなされている（甲135・32頁）。

『根系調査を行う』とあるが、評価書における根系調査の位置付けが都民に対して十分に説明がなされていないため、根拠が都民に伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたいとの助言がありました。」

これに対して、本件事業者は、次のように回答している（甲135・35、36頁）。

「審議会答申での指摘内容を受けまして、いちよう並木の根系調査における掘削場所の妥当性の確認を目的として…表層根系調査を今年の11月に実施しております。

それを踏まえ、いちよう並木の根系調査を冬期に行う必要がありますことから、来年の1月頃より根系調査を実施し、その結果を来年の春先以降の審議会で、結果をとりまとめ次第、事後調査報告書として説明させていただきます。いちよう並木の根系調査を踏まえ、新野球場の建築計画（令和5～7年）等におきまして、いちよう並木の保全措置を示させていただき、審議会でも報告をさせていただきます。

また、根系調査の結果につきましては、事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど、丁寧な情報発信に努めてまいります。」

その後、本件事業者は、本件環境影響評価書を東京都に提出しているが、一部、素案とは異なる記述になっている（甲135・32頁）。

（本件環境影響評価書）

(乙54の2・351頁。素案と異なる箇所の下線を引いた。)

「(エ)いちよう並木の保全について

4列のいちよう並木については、全てを保存する計画である。保存する4列のいちよう並木の西側1列については根系調査を実施する予定であるが、事前にイチヨウの根の伸長量、どこまで根の先端が伸びているのかを把握し、根系調査で行う掘削箇所の位置を特定することを目的として表層調査を実施した。
表層調査の結果は資料編p.466に示すとおりであり、直径40.0mの根系が1本のみと太い根は少なかったことや、柵や盛土、生垣といった土壌環境域の異なる境目付近で調査を行うことが適切と考えられることから、縁石より6.5m付近で根系調査を行っていくこととした。

上記の調査結果を踏まえて野球場棟の実施設計前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、調査結果を令和5年春以降の東京都環境影響評価審議会…の事後調査報告書として報告するとともに、その結果により設計者・施行者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため詳細な建築計画及び施行計画の検討を行い、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する。調査の結果、仮に根が建物の計画範囲に伸びていた場合、根に影響を与えないよう、野球場棟の地下基礎部の形（根の張り方等を踏まえ、例えば扁平基礎など）や大きさの調整、地下のビット部分を一部縮小するなど構造上の対応について精査するとともに、地下部への影響を最小限に抑える施工方法を採用するなど、表8.6-33「4列いちよう並木の根系調査について」に示すとおり、設計・施工両面から精査し、4列のいちよう並木を確実に保全する（表8.6-34、35参照）。合わせて、その配慮の状況については野球場棟の設計の進捗に合わせて審議会ですべて調査報告書等において報告する。」

(3) 知事の意見

環境影響評価審議会の答申を受けた知事の意見においては、新野球場と4列のいちよう並木の関係について、以下の指摘がなされている（乙54の

2・564頁「項目：生物・生態系、景観 共通」)。

「1 保全するいちょう並木に近接して野球場棟の建設が計画され、いちょう並木への影響が懸念されていることから、野球場棟の実施設計前に専門家によるいちょう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに、調査結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。特に、いちょうの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の該当箇所の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。さらに、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちょう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちょう並木を健全に育成すること。」

2 保全するいちょう並木について、野球場棟のネットフェンスやスコアボード、照明やひさし等構築物による、日照及び景観への影響が懸念されることから、構築物の配置や素材・色彩の決定に当たっては十分配慮し、影響の低減に努めること。」

(4) 本件環境影響評価書素案と本件環境影響評価書

ア 知事の意見を受けて、本件事業者は、環境影響評価書素案（以下「素案」という。）を作成して、令和4年11月30日に東京都に提出し（乙52）、これについて同年12月26日の環境影響評価審議会総会において受理報告と事業者による説明および質疑・助言が行われた（甲135）。その後、事業者は、素案に対する委員の助言を受けて、素案に修正を加え、最終的な環境影響評価書を、令和5年1月10日に東京都に提出し（乙54の1乃至3）、同年1月30日の環境影響評価審議会において、その受理報告と事業者による説明・質疑・助言が行われた（甲174）。

イ 素案には、新野球場と4列のいちょう並木の関係に関する事項として、以下の記述が盛り込まれた（甲182・7頁の表4-1(6)、同334頁）。

「また、保存する4列のいちよう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。」

5 「野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例 都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。」

10 「なお、4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。」

・「なお、4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。」

15 ウ 素案では、本件環境影響評価書提出後の段階において根系調査を実施し、その結果を踏まえて、詳細な建築計画を検討するとしている。しかも、その場合、調査の結果、根が建物の計画範囲に延びていた場合でも、計画建物の地下躯体の配置等に配慮することを基本とし、「イチョウの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認されたと樹木医が判断する場合」に限り、該当箇所の壁面を後退させる等の建築物の配置の変更を検討するとしている。

25 すなわち、本件環境影響評価書においては、新野球場の4列のいちよう並木への影響については、ほとんど何も予測・評価せず、将来において、根系調査を行った後、4列のいちよう並木を傷めないような新野球場の設計を固めるとしている。

しかしながら、根系調査の結果、仮に、4列のいちよう並木を確実に

保全するためには、新野球場をかなり西に配置する必要性が判明した場合には、当初の事業計画で想定した敷地では必要な大きさの野球場を建設することが不可能となり、その結果として、事業計画の全体を大幅に見直す必要が生ずる可能性もあるのであるところ、新野球場の設計を固める時期は、新ラグビー場の建築のために建国記念文庫の杜の樹木の約半分を伐採した後になると予想されることから、事業者としては、その時点では、もはや事業計画の全体を大幅に見直すことは難しいとして、4列のいちょう並木を傷めることを承知で、必要な離隔距離を取らないまま新野球場を建設してしまう可能性がある。

新野球場の設計スケジュールについては、本件事業者から、次のように説明されている（甲179・12頁）。

○事業者 …スケジュールといたしましては、まず野球場を例にとらせていただきますが、施設の施工・着工という意味では、26年末、27年頃から開始をしております。

そこから逆算をしております、基本設計を着手するタイミングとしましては、来年を予定しております、まだ基本構想というタイミングでございますので、まさにこの年末から来年の春先にかけて、根系調査を実施させていただき、その調査の結果をもとに、基本構想の練り直し、また基本設計の反映という部分を検討してまいりたいと考えております。

そうであれば、令和5年（2024年）には、根系調査を踏まえた野球場の基本設計やラグビー場の基本設計は固まっている予定であったことからすれば、その後に環境影響評価書を提出すべきだったのである。

(5) 本件環境影響評価書の瑕疵について

ア そもそも、環境影響評価書においては、素案に記載された当初の新野球場の建築計画をそのまま記載した上で、将来の根系調査の後に建物の設計を見直すというのではなく、環境影響評価書においては、新野球場の位置

を4列のいちよう並木を傷める危険性を十分回避できる位置に改めてお
き、環境影響評価書提出後に根系調査等を行った後、それほどの離隔距離
が必要でないことが判明した場合には、離隔距離を縮小した建築計画に変
更し、東京都環境影響評価審議会に変更届をして報告し、新野球場の設計
5 に関する環境影響評価手続の再度の実施を行うというのが本来あるべき環
境影響評価の進め方である。

イ また、仮にそうした「安全策」を取らないのであれば、環境影響評価書
提出の前に、根系調査という適正な環境影響評価書の作成のために必要な
調査を行った上で、新野球場の設計を固め、当該建物の4列のいちよう並
10 木に及ぼす影響を科学的・客観的に予測・評価し、その結果を記載した環
境影響評価書を提出すべきであったのである。

ウ 本件環境影響評価手続の問題は、環境影響評価書の提出と、根系調査の
実施の順序が、完全に逆転しており、環境影響評価書作成時において必要
な根系調査のデータを欠いていることから、本件環境影響評価書において、
15 本件事業の4列のいちよう並木への影響や、4列のいちよう並木の保全の
確実性について、何らの予測も評価もされていないという点である。

実際には、多くの市民や専門家等から、4列のいちよう並木の保全や
建国記念文庫の杜の保全等に対する懸念が提起されたことを受けて、東
京都は、令和5年9月12日付けで、「新ラグビー場敷地の既存樹木の伐
20 採に着手する前までに、環境影響評価書で示された検討を行った結果と
して樹木の保全に関する見直し案をお示してください」との要請をしてい
た(甲53)。本件事業者は、令和6年9月に、4列のいちよう並木との
関係で、新野球場の建築後退距離をさらに約10m大きくする設計変更
を公表し(甲A30-1、甲A30-2)、環境影響評価手続においては変
25 更届(甲A31)及び事後調査報告書(工事の施行中その2)(甲A33)
をそれぞれ提出した。

すなわち、本件事業者は、令和6年10月21日に東京都環境影響審議会にラグビー場の設計変更に関する変更届及び事後調査報告書を提出説明するまで、本件再開発事業を停止していたのである。

このことからすれば、本件については、ラグビー場の設計を固め、また根系調査を実施して野球場の配置方針等を決定した後に環境影響評価書の提出を行うことにしても、何の不都合もなかったといえる。

エ そもそも、本件環境影響評価手続においては、評価書提出の前に、根系調査等の必要な調査を行った上で、新野球場の設計を固め、当該建物の4列銀杏並木に及ぼす影響を科学的・客観的に予測・評価し、その結果を記載した評価書を提出すべきであった。

オ 本件事業者は、前述したとおり、素案及び本件環境影響評価書において、「野球場棟の実施設計前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、調査結果を令和5年春以降の東京都環境影響評価審議会…の事後調査報告書として報告するとともに、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため詳細な建築計画及び施工計画の検討を行い、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する。」(甲182・334頁、乙54の2・351頁)と記載されている。

被告は、「被告の環境影響評価制度においては、対象事業に係る工事が着手されてから完了するまでの間、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行う仕組みが確立されている。」と主張するとともに、事後調査制度(東京都条例65条1項、67条1項)が存在すると主張している(被告の令和6年9月13日付準備書面(2)6、7頁)。

しかしながら、事後調査制度があるからと言って、東京都の環境影響評価制度において、対象となる事業を実施しようとする事業者が、所定の手続に従い、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に、調査、予測及び評価を行うことが免除されたり、緩和されることはあり

えない。あくまでも、事前にとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、さらに、当該措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、評価することが求められている。そのような、①当該事業の実施が環境に及ぼす影響の調査・予測・評価、②環境の保全
5 ための措置、③当該措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響の予測・評価のすべてが適切に記載された環境影響評価書を、事業者が当該事業の実施に着手する前に作成・提出することを義務づけているのである（甲172・4、5頁）。

すなわち、環境影響評価制度においては、あくまでも、事前に、調査、
10 予測及び評価をすることが求められているのであり、それを先送りすることは許されない。

しかるに、本件事業者は、新野球場の設計が終わっていないことから、事前の調査、予測及び評価をせず、それを全て先送りして、事後調査報告をするからという理由で、本件環境影響評価書が、東京都条例の下での環境影響評価書の要件を満たすかのような主張をしている。
15

しかしながら、本件事業者は、東京都の環境影響評価制度を正しく理解しているとは言えない。

前述したとおり、東京都条例60条を根拠に、都知事は、本件再開発事業の施行認可をするに際しては、免許等基準審査適合性の審査に加えて、環境配慮審査適合性の審査を行わなければならないのであるから、
20 当該事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に、調査、予測及び評価していない環境影響評価書では、環境配慮審査適合性の審査を行ったことにならないのである。

カ したがって、本条例の下での環境影響評価手続においては、事業者が作成・提出する環境影響評価書において、当初の事業計画を実施した場合に
25 予測される環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した結果、および、

その予測・評価を踏まえて適切に事業計画を変更するなどの環境保全措置、ならびに、その措置を実施した場合における環境への影響の客観的・科学的な予測・評価が記載されなければならないのであり、そうした記載内容を欠いた環境影響評価書は、東京都条例 2 条 1 号で定義する環境影響評価書とはいえないのであり、重大な瑕疵があると言わなければならない。

4 列のいちよう並木についての根系調査のデータが得られていない段階では、新野球場の建築による 4 列のいちよう並木についての影響の予測・評価を客観的・科学的に行うことはおよそ不可能であるから、本件環境影響評価書は、東京都条例 2 条 1 号が定める環境影響評価書としての要件を欠いた（必要な調査の未実施による環境影響評価の欠落）重大な瑕疵がある。

4 新野球場の建築による港区区道上の 2 列のいちよう並木の保全の方法が具体的に示されていないこと

(1) 本件環境影響評価書案

ア 「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちよう」（いわゆる「2 列のいちよう並木」）について、本件環境影響評価書案は、次のように述べていた（甲 1 8 3・3 1 7 頁、「8.6.2 予測 (5) 予測結果 ウ. 既存樹木の変化の程度」）。「…秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちようについては、建築計画と重なるため存置することはできない。これらの樹木は、活力度 A、活力度 B であるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されており、移植は難しいと考えられる。しかしながら、今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。」

すなわち、まだ必要な調査を行っていないから、現時点では、移植の実現可能性が判断できないので、移植するという環境保全措置を取れるかどうか分らず、結局、単に伐採して済ますことになる蓋然性が高いという趣旨を述べていると理解することができる。

これは、環境影響評価書作成に必要な調査が未だに行われていないこと、すなわち、必要な調査データが欠けていることを本件事業者が自認している。

イ 上記の記述を受けて、本件環境影響評価書案においては、結論として、
5 次のような記述がなされている（甲183・317頁）。

「したがって、既存樹木について、一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。」

ここでいう「既存樹木の一定程度の改変（消失）」というのは、その
10 の下に示された表（甲183・317頁「表8 6-29」）によると、既存の樹木高木1,381本のうち、70%にあたる971本を伐採し、存置するのは既存樹木の1/4（25%）以下の340本、移植するのはわずか70本（既存樹木の5%）とされる。

このように、既存樹木のうち存置・移植されるのは、わずか30%足
15 らずでありながら、「既存樹木について…著しい影響は与えないと予測する。」と結論するのは、虚偽とまではいえなくとも、誤った記述といわざるをえない。

ウ この点に関し、環境影響評価審議会においては、次のような議論がなされている（甲180・26、27頁）。

○森川 …特にいちょう並木につながっている一部のイチョウがございました
20 が…素人目にも、あのいちょう並木の一部ですが、移植するには相当難しいのではないかのかなと。現地調査でもみて、それを移して、耐えて、またも取ってくるというのが、どれくらいチャレンジングなことなのか、勝算というか、できると判断して今回この提示いただいたと思うのですが、その辺りの
25 ところを、どれ位の困難の度合いだったのか、樹木医ともご相談されたと思うんですが、お聞かせいただけるとありがたいと思います。

○事業者 …今御指摘いただいたのは秩父宮ラグビー場に至るいちょう並木のこ
とだと認識いたしました。

5 詳細な調査はこれから根系等も含めて、しっかりと根鉢がとれるのか、移植
に当たって根鉢がどうとれるかというのが、重要なポイントだと思っています。
そこら辺の状況をしっかりと把握をした上で、前向きに検討ができるかどうかと
いうことを考えていきたいと思っております。

10 御指摘のように、20mを超える樹高でありますし、一方で非常に細い植栽帯の
中に植わっているというところで、根っ子の形も不定形だというふうなところま
では把握しているところではございますが、技術的には絶対できないというこ
とを、今判断することもできないと思っておりますので、引き続き調査をした上で樹木医
と相談して判断をしていきたいと思っております。

15 技術的にできないことはないのだろうと思っております。非常にコスト等も
かかるということでもありますけれども、それ以上に重要な樹木であるということ
も事業者含めて認識しておりますので、是非ともこれについては検討して進めて
いきたいと思っておりますのでございます。

(中略)

○齋藤第一部長 …その技術によってどれぐらい保たれるのか。例えば、いち
ょう並木がですね。そういうある種の確率的な確度との関係だと思っております。

20 技術はいくらでもいっぱいあると思うのですよね。そのどれを選択するのか
といったときに、そのいちょう並木を守れるという確度、しきい値、基準をどこ
にとっているのかというところが、皆さんが気になっているところで、それをで
きるだけ確率の高い、確度の高いものを選択していただきたいと思っておりますし、そ
のための情報を提示していただいて、事業者の判断というものの確からしさとい
うものを、しっかりと伝えていただきたいと思っております。その点、是非よろ
25 しくお願いいたします。(後略)

また、横田委員は次のように発言し、事業者がそれに回答している(甲1

80・14頁)。

○横田委員 ありがとうございます。

例えば、現在のラグビー場の裏のテニスクラブのところのいちよう並木が、
移植対象に今回変えていただいている部分だと思うのですが、こういった高木
5 に発達しているイチョウの移植というものをどのように実現されるのか。

一般的には、芯を詰めてしまう印象があるのですが、一方で高木のままでき
るだけ移植するというような、これ当然コストも関連してくるかと思いますが、
そういう技術もないわけではありませんよね。

その辺りのどの程度の範囲の樹木に関しては、現状の樹勢や樹形を維持する
10 といった考え方を、現在お持ちになっているのかお伺いできればと思います。

○事業者 今御指摘のあった秩父宮ラグビー場に至るところですが、こちらに 1
9 本のイチョウがあるわけですが、ここのイチョウにつきましても、現状の活
力度の調査もされていますけれども、引き続き根系の状態ですとか、こちらは
街路樹になりますので、非常に根鉢の形状が歪な形をしているのではないかと
15 想像されるわけですがけれども、そういったことの中で根鉢が適切にとれるかど
うか等々、[実際に伐採するまでには(筆者注)] まだ時間もありますので、そ
の中で樹木匠とも調査をした上で、前向きに移植の検討をしていきたいと思っ
ています。

移植先に関しましては、文化交流施設、仮に移植が可能ということが、今は
20 検討樹木となっていますが、移植可能という判断ができれば、文化交流施設側
のところに移植をしたいと考えています。

それであれば、基本的に場内での移植が可能になってくると思いますので、
全く同じ樹形でいけるかどうかというのはありますが、著しく樹形を損ねること
のないように、一定程度選定(剪定の誤記と考えられる。)しながら、総合的
25 に最適な移植方法で移植をしていくというようなことが考えられると思います。
このように、事業者は、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちよ

う」(いわゆる「2列のいちよう並木」)を含む19本の銀杏については、詳細調査の上、可能であれば移植すると述べているが、移植が難しいと判断された場合は、この19本の銀杏の保全措置はどうするつもりなのか。保全措置が取れなければ港区道の廃道がかなわず、そうすると、その上に新野球場を建設するという事業計画は抜本的に見直さざるを得なくなるが、
5 そうした場合に、どのように対応するかについては、本件評価書は一切触れられていない。

(2) 知事の意見

「知事の意見」においては、特に、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちよう」(いわゆる「2列のいちよう並木」)に対する特記事項は記されていないが、建築計画による樹木への影響を回避・最小化することの重要な要素として扱われていると解することができる。具体的には、次の記述である(乙54の2・574頁「項目：生物・生態系」)。

「2 施設の解体及び建設・運用に伴う樹林地への影響を回避・最小化し、その保全や適切な育成・管理を実施していくための方針を、保全管理方針として評価書において示すこと。また、作成した 保全管理方針に基づき、生物種のモニタリングと併せて、順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。」

「4 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法

の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。」

しかしながら、本件環境影響評価書においては、「秩父宮ラグビー場東
5 側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に関する詳細な調査結果は示されず、移植するか否かの方針も示されず、単に、もし移植することとした場合のおよその移植先の位置が示されているだけである。

したがって、本件環境影響評価書（乙54の2）においては、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に
10 関する必要な調査・予測・評価が、およそなされていないといわざるをえない。

(3) 本件環境影響評価書素案及び本件環境影響評価書

ア 本件環境影響評価書素案

知事意見を受けて、本件事業者は、素案を作成して、令和4年11月
15 30日に東京都に提出し（乙52）、これについて同年12月26日の環境影響評価審議会総会において受理報告と事業者による説明および質疑・助言が行われた（甲135）。その後、事業者は、素案に対する委員の助言を受けて、素案に修正を加え、最終的な環境影響評価書を、令和5年1月10日に東京都に提出し（乙54の1乃至3）、同年1月30日の
20 環境影響評価審議会において、その受理報告と事業者による説明・質疑・助言が行われた（甲174）。

素案では、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に関する記述は、本件環境影響評価書案から、次に述べるように微修正されてはいるものの、詳細な調査結果は示されず、
25 移植するか否かの方針も決定されていない。

「伐採として扱った樹木のうち、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチ

ヨウ 19 本については、資料編 p. 207 に示すとおり、活力度A、活力度Bであるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されているが、今後詳細な調査を行い移植の可否を検討するため、

5

『移植検討』とする(表 8.6-29(3)参照)。(甲 1 8 4 ・ 3 3 7 頁)

このように、単に、表の中で、「伐採」としてカウントする樹木の数を(見かけ上)減らすために、「移植検討」という枠(列)新たに設け、そこに 19 本を入れて、伐採する樹木の数を 19 本減らしたというに過ぎず、欺瞞的である。

10

イ 本件環境影響評価書

本件環境影響評価書の内容は、次のとおりであり、素案の内容と全く同一である(乙 5 4 の 2 ・ 3 3 5 頁「8.6.2 予測 (5) 予測結果 ウ. 既存樹木の変化の程度」)。

15

「したがって、既存樹木について、一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。」

20

このように、評価書段階における事業計画では、存置・移植樹木を評価書案の時点の計画よりも相当数増やしたとはいえ、未だに、存置される樹木は既存樹木の半数以下(45%)であり(「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」[いわゆる「2列のいちょう並木」]の 19 本が移植され、また、評価書案提出後に行った詳細調査を踏まえて新たに移植可とした 85 本の移植が実現した場合においても)。

25

なお、全体の 40%の樹木を伐採する予定の事業計画(乙 5 4 の 2 ・ 3 3 7 頁「表 8.6-30(4)」参照)による環境への影響を、「既存樹木について…著しい影響は与えないと予測する。」と記述するのは、著しく合理性を欠いた記述というべきである。

(4) 本件環境影響評価書における瑕疵について

ア 上記のとおり、本件評価書案における「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に関する環境影響予測・評価および保全措置に関する記述に関して、環境影響評価審議会の委員は、
5 本件評価書案には、確かな情報（移植の可能性を客観的・科学的に検討するための調査データも、移植の方法についての科学的な検討）が示されていないと苦言を呈し、また、知事の意見も、「既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、」移植計画を策定することを要求していたにもかかわらず、本件事業者は、
10 全ての調査や検討作業を全て先送りし、本件評価書には、「今後詳細な調査を行い、移植の可否を検討する。」と記述するのみである。

しかしながら、本件事業者のこの態度は、知事の意見に対して適切に対応していないばかりでなく、本来、環境影響評価書に記載すべき事業計画の記述としても、その環境への影響の予測・評価としても、さらには
15 環境保全措置の検討およびその影響の予測・評価としても、まったく不十分なものといわざるをえない。また、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）の詳細調査の結果、移植が不可と判断された場合に、どのような環境保全措置を取るのかについても一切記載されていない（伐採するとも明記されていない）。

イ 素案においては、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に関する記述は、前述したとおり、微修正されているものの、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）に関する詳細な調査結果は示されず、移植するか否かの方針も決定されていない。

ウ 以上のとおり、本件評価書には、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちょう」（いわゆる「2列のいちょう並木」）の保全措置に関する調査・

予測・評価が欠落していること、また、本事業計画では、全体の40%の樹木を伐採する予定であり、既存樹木の半数以下しか存置されず、半数近くを伐採する予定であるにもかかわらず、「既存樹木について…著しい影響は与えないと予測する。」と結論するという著しく合理性に欠けた記述を含んでいることなどからすれば、本件評価書は、東京都条例2条1号が求めている本来備えるべき評価書としての要件を欠いたものといわざるをえない。

本件環境影響評価手続においては、本件評価書提出の前に、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちよう」（いわゆる「2列のいちよう並木」）の根系調査等の必要な調査を行った上で、その移植計画または保全措置を具体的に策定し、それらを事業計画に反映させた評価書を提出すべきであったのである。

「(評価書提出後に) 詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。」というのでは、本末転倒であり、「事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価し、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測・評価する」という環境影響評価を適正に行ったことにはならないのである。

既に述べたとおり、環境影響評価制度においては、あくまでも、事前に、調査、予測及び評価をすることが求められているのであり、それを先送りすることは許されない。

前述したとおり、東京都条例60条を根拠に、都知事は、本件再開発事業の施行認可をするに際しては、免許等基準審査適合性の審査に加えて、環境配慮審査適合性の審査を行わなければならないのであるから、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に、調査、予測及び評価していない環境影響評価書では、環境配慮審査適合性の審査を行ったことにならない。

エ したがって、本条例の下での環境影響評価手続においては、本件事業者が作成・提出する環境影響評価書においては、当初の事業計画を実施した場合に予測される環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した結果、その予測・評価を踏まえて適切に事業計画を変更するなどの環境保全措置、並びに、その措置を実施した場合における環境への影響の客観的・科学的な予測・評価が記載されなければならないのであり、そうした記載内容を欠いた本件環境影響評価書は、調査不足による環境保全措置の実現可能性の評価が欠落しており、東京都条例 2 条 1 号で定義する環境影響評価書とはいえないから、重大な瑕疵があると言わなければならない。

5 新野球場による騒音問題に対する「環境の保全のための措置」の欠落について

(1) はじめに

新野球場による騒音（野球の試合等の際の騒音）についての懸念が多数の都民から提示されている。

(2) 本件評価書案について

ア 本件評価書案では、「施設の供用に伴う騒音」に関し、まず現況調査として、神宮球場及び秩父宮ラグビー場からの試合開催時の騒音の調査を実施した結果を示すとともに（甲 1 8 5 ・ 1 6 6 頁）、「法令による基準等」として、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を示している（甲 1 8 5 ・ 1 7 9 頁）。

イ 本件事業者による影響の予測方法は、次のとおりである。

- ① 騒音を予測する地点は、161 頁の図 8.2-2(2)、(3)に示された地点とし、予測高さは地上 1.2m とする。

「なお、周辺には中層の住宅があり、スタジアム高さと同じ階層においても居住がみられるものの、スタジアムから都道を介して離隔が確保されているため、スタジアム高さにおける予測は行わないこととし

た。」としている（甲186・179頁）。

② 予測方法としては、（建設後の）「スタジアム客席上に面音源を配置し、観客からの騒音レベルを設定した。騒音レベルの設定にあたっては、現地調査での音源地点に対する現地調査結果をもとに行った。（すなわち、現在の施設と同じレベルの騒音が発生するものと仮定している。）また、スタジアム外壁面を遮音壁として、回折減衰による補正を行った。」としている（甲186・199頁）。

③ 予測結果については、次のとおり、記述されている。

「施設の供用に伴う騒音の予測結果は、図 8.2-15 に示すとおりである。施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において 55dB 程度である。」（甲186・224頁）

ウ この予測を踏まえて、本評価書案は、当該騒音の「評価」について、次のとおり記述している。

(ア) 【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において 55dB 程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。」（甲186・3頁「表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論」)

(イ) 「ウ. 施設の供用に伴う騒音

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において 55dB 程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。」（甲186・234頁）

(3) 都民の意見とこれに対する本件事業者の見解

ア 新野球場による騒音に関する評価書案の記述に対して、都民からは、次のような意見が提示されており、それに対する本件事業者の見解は次のと

おりである（乙54の2・570頁）。

- ①（意見の内容）神宮球場の位置についてですが、青山1丁目の都営団地に近くなり、多大な騒音を住民にもたらしこととなります。このような計画は見直しして頂きたいです。また、できればドーム式にして音が出ない様にするなど、考えて頂きたい。

（事業者の見解）野球場棟から近傍住宅までの距離（野球場棟から約80m）において球場騒音は55dB程度と予測しており、環境基準値を満足すると予測しています（評価書案 p.224、234 参照）。野球場からの騒音につきましても騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。（乙54の2・570頁「表13-2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要」4項目）

- ②（意見の内容）「野球場の音が55dB程度という予測は、いつ、どこで、どんな試合で、観衆は何人、天候はどうだったのか、予測の根拠を示す具体的な調査結果を公表して下さい。

（事業者の見解）野球場からの騒音の予測方法につきましては、スタジアム客席上に音源を配置し、騒音の伝搬理論式を用いた距離減衰により予測しております（評価書案 p.199 参照）。音源については、2019年7月16日のプロ野球開催時（ヤクルトー巨人戦、観客動員数29,771人、天候：曇り）において、球場スタンドから発生する騒音レベルを測定し、それをもとに計算を行いました。野球場からの騒音につきましても騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。

イ このように、周辺の中層住宅ではスタジアムの高さと同じ階層においても居住がみられるにもかかわらず、事業者は、スタジアムの高さにおける予測は行わず、観客の発する騒音が直接伝わってこない地上1.2mでの騒

音レベルが 55dBであることをもって、環境基準値を満足すると予測・評価している。

また、騒音に対する環境保全措置として、建築計画を見直すとか防音設備を設けるといった物的な措置をなんら示さず、単に、施設利用者（すな
5 わち観客）に対して音を抑えるよう「周知」するというきわめて実効性に乏しい措置しか示していない。

ウ 令和4年4月24日に開催された令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第12回）の配布資料4（「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案「第1回部会審議質疑応答」）においては、以下の
10 ように、スタジアム高さでも騒音を評価すべきとの指摘がなされている（甲187・15頁）。

「供用後の騒音について、スタジアム高さでの騒音を評価しなかった理由として『スタジアムから都道を介して隔離が確保されているため』と記述されているが(p.179)、根拠が薄いように思える。地上1.2mでは回折による減衰が見込まれるが、予測地点(スタジアムから80m)で55dBと、環境基準ぎり
15 ぎりになっている(p.224)。スタジアム高さであれば回折による減衰の程度が地上1.2mよりも小さくなるはずなので、スタジアム高さと同じ高さの住居では、環境基準を超える騒音になる可能性がある。スタジアム高さでも騒音を評価すべきではないか。」

20 (4) 知事の意見

こうした指摘を受けて、「知事の意見」として、この問題について以下のような指摘がなされた（乙54の2・563頁「12 評価書案審査意見書に記載された知事の意見」項目：騒音・振動）。

「野球場棟の供用に伴う騒音では、球場高さでの予測を行っていないが、球場から近傍住宅までの距離における地上1.2mの予測では環境基準と同値であり、
25 球場と同じ階層の住居における騒音の影響が懸念されることから、球場高さに

おける予測・評価を行うこと。また、予測に当たっては、予測式や予測条件等について、詳細に記述すること。」

(5) 本件評価書案と本件評価書

ア 知事の意見を受けて、本件事業者は、素案において、知事の意見を踏まえて、施設の供用に伴う騒音の予測について、球場高さでの予測・評価を追加するとともに、予測式や予測条件を資料編に追記した（甲187・559頁「表10.1-1(1)修正した箇所及び修正内容の概要」）。

すなわち、「修正内容及び修正理由」において、「知事の意見を踏まえ、施設の供用に伴う騒音の予測について、球場高さでの予測・評価を追加した（p.186、p206、p.241）。また、予測式や予測条件を資料編に追記した（資料編p.168～169、p.173参照）。」と記載した。

ところが、「球場高さでの予測・評価」について、素案の本編の該当箇所を見てみると、①資料編186頁及び同206頁には、「なお、参考として神宮球場のスタジアム高さ(11m)における予測結果は資料編p173に示したとおりである。」として本文にその内容を記載せず、資料編p.173を見なければ分からないという極めて迂遠な形で掲載されている。②同241頁には、次の記載がある。

「ウ. 施設の供用に伴う騒音

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約80m)において55dB程度と予測され、昼間平均(6時～22時)の環境基準値(55dB)を満足する。」

素案の冒頭の「環境の影響の結論」においても、次のとおり、同様の記載がある。

「【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約80m)において55dB程度と予測され、昼間平均(6時～22時)

の環境基準値(55dB)を満足する。」

したがって、素案での評価書案への追記部分が、素案の本編に全く記載されていない訳ではない。

イ もっとも、神宮球場のスタンド高さの騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において の環境基準値(55dB)を超える 62dB(61.5dB)程度という予測結果が得られたにもかかわらず(甲187・素案資料編173頁「図2-2-6」)、そのことを文章では説明していない点は問題である。

素案の受理報告および事業者説明を行った令和4年12月26日開催の令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会において、委員からの要望事項として、次のような指摘がなされて(甲135・33頁)、球場高さでの騒音の予測・評価が評価書本編に記載されることになったという経緯がある。

「球場高さでの騒音の予測・評価結果について資料編だけでなく、本編にも記載したほうがよいということですので、これにつきましては評価書の本編においても記載させていただきたいと思います。」

ウ 本件評価書本編の記載内容

上記の経緯を受けて、本件評価書には、次のとおり記載された(乙54の2・3頁)。

「【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 55dB 程度と予測され、昼間平均(6時～22時)の環境基準値(55dB)を満足する。

また、参考として施設の供用に伴う神宮球場のスタンド高さの騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 62dB(61.5dB)程度である。なお、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離(約 160m)

においては 58dB(57.9dB)程度と予測されることから、将来においては 4dB(3.6 dB)程度増加すると考えられる。野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていく。」

5 (6) 効果的な環境保全措置が本件評価書に記載されていないこと

ア 環境基準値(55dB)を超える著しい騒音被害が出るのが予測されたのであるから、本件事業者は、そのような被害を回避あるいは緩和するような環境保全措置とその有効性の評価を評価書に盛り込むべきところ、環境保全措置については事業実施段階における新野球場の実施設計において講ずる(つもりである)という本件事業者の言い分を、そのまま「丸呑み」することになってしまったという経緯がある。

そのことは、令和5年1月30日に開催された令和4年度「東京環境影響評価審議会」第11回総会の審議資料として配付された「(仮称)明治神宮外苑再開発事業)環境影響評価書素案への12月26日の審議会総会での助言と評価書への反映状況」「騒音・振動2」の次の記載から窺うことができる。

(審議会での助言) 球場高さでの騒音予測について、予測結果が 62db と高い結果になっています。ソフト面に加えて、ハード的な対策を、もし取り得ることがあるとしたら何かないかなということを質問させていただきます。

20 (助言に関して評価書への反映状況) 今後、野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で、予測に取り入れ、審議会で報告いたします。

このやりとりは、審議資料に記載されているのみであり、本件評価書には「野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討する」との記述は一切なされていない。

イ こうした評価書の記載内容については、本件評価書の受理報告及び事業

者説明を行った令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会審議会において、池邊委員から、次のような苦言が表明されているところである（甲174・36頁以下）。

○池邊委員 …やはり科学的調査の基礎を踏まえないような誤った現状分析、
5 特に騒音に関しましては55デシベルを上回るものが都民住宅のところから苦情に近くなる、都営住宅ですね、55デシベル以上のものが出るであろうということが、既に申し付けのような形で評価書241ページに書かれています。

しかし、そういうことというのは実際アセスではあり得ないことであり、公害基準環境基準を超える場合というのは、現状非悪化の原則ということを適用
10 するということで… そういう場合はまずいという判断がなければいけない。…」

(7) 本件環境影響評価書の瑕疵について

ア このように、本件評価書においては、新野球場棟の約80mのところ
15 位置する都営住宅の高さ11mの居室においては、昼間の環境基準である55dBを大きく超える62dBの騒音被害が予測されており、しかも、これは現状より4dB程度増加する数値であることが明記されている。

22時以降の夜間の環境基準は45dBである。このように、環境基準を著
しく超え、しかも、現状と比べても4dBも悪化するような甚大な騒音被害の発生が予測されているのであるから、本件評価書には、この騒音被害に対する実効性のある環境保全措置が講じられていなければならないにもか
20 かわらず、本件評価書に記載された環境保全措置は、「施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行う」という効果の疑わしい措置しか示されておらず、また、この措置を講じた場合の環境影響の予測・評価もなされていない。

(8) このように、環境基準を超える騒音被害（しかも現状より4dBも高い騒音被害）
25 が予測されているにもかかわらず、その騒音被害を回避あるいは緩和する実効性ある環境保全措置が示されていない。また、当該措置を講じた場合

の環境への影響の予測・評価も示されていない。

したがって、東京都条例2条1号が評価書として「事前に事業の環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」であることを求めている要件を満たしておらず、本件評価書には重大な瑕疵がある。

6 「移植を通じた樹木の生態系の保全」という実現不可能な手法によって生態系を保全するとしていることについて

(1) はじめに

本件再開発事業においては、建国記念文庫の杜の南半分については、移植する樹木を個々バラバラに移植するのではなく、現在の樹木の構成を維持するような形で、一団の樹木を、まとめて移植することで、「生態系を復元」するものとしている。

しかしながら、本事業区域においては、そのような一団の樹木をまとめて移植できるようなまとまった土地を得ることが難しいだけでなく、単に、現存する樹木の樹木をまとめて移植したところで、移植先の土壌や環境条件の違いからすると、「生態系を復元」することは極めて困難であると考えられることからすると、そもそも「生態系を復元」という移植計画は実現不可能である。それを前提として、以下、本件評価書を検討する。

(2) 本件環境影響評価書案

ア 既存の樹木を移植によって保全するという考え方については、令和4年5月26日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）における本件評価書案の審議の段階で、横田委員から、次のような指摘がなされている（甲188・31頁）。

○横田委員 …例えば、（本件評価書案 p.321において）評価の結果として生態系のところで書いていただいているのは、「周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持される」ということです。しかしこれは、基本的には、「維持されない」

のですよ。

質が当然変わるわけですから、「維持」ではないわけですよ。その質の変わり方を、調査情報をもとに示すのが、環境影響評価だと思います。

それは、毎木調査をされていれば、たとえ予測の結果がなくても、毎木調査の結果と、残置、移植、伐採をオーバーレイ、重ね合わせれば、ある程度定性的にでも捉えられるはずなんですよね。

そういった情報がないのですよ。出されている情報が、取組に対する情報は出されていますが、影響そのものの対象であるとか、影響の量、環境偏差値（引用者注：「偏差値」は「保全措置」の誤記と思われる。）の効果に関する情報が、基本的には評価の軸になるはずなんです。その文言が全て、「取組」であるということ、非常に客観性を欠いている部分だと思います。

これは、環境影響評価の理念をきちんと詰め込む必要がある部分ですので、調査、予測、評価の情報をもとに、きちんと結論づけていただきたいと思います。

景観に関しても同様です。景観形成等の基本理念との整合性に関して、どのような情報をもとに、どのような影響と保全措置の効果を提示されて、その基本理念との整合性が図られるという書き方をしていただきたいと思います。

圧迫感も同様です。「圧迫感に対する軽減が図られる」というのは、取組ですね。そうではなくて、現状に対して増加する圧迫感に対して、どのような手段でどれだけ低減できるのかということをもとにして書いていただかないと、圧迫感の回避、軽減、代償の実効性をここで審議することができないということかと思います。」

イ また、令和4年8月16日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）における本件評価書案の審議の段階で、横田委員から、次のような指摘がなされている（甲180・11頁）。

○横田委員 …回避、低減、代償という優先順位というのは、原則的に認知され

ているものですが、今回その移植の拡充に関しては代償措置に位置付けられるのではないかと思います。

一方で、その環境影響評価の中で、その回避・低減に対する部分を、きちんと影響も含めてお示しいただくことが必要なのかなと理解しています。

5 そういったときに、まず 1 点目の樹木の数ですとか、建物との配置に関する検討の中で、 どういった観点の影響の回避並びに低減という観点で、今回御検討いただいた部分なのかということ、まずお伺いしたいと思います。(後略)

○事業者 … 今回の施設計画に当たりましては、スポーツの継続、競技の継続性という観点から、段階建替えとさせていただくことが一つ前提となっております。

10

その中で、今の施設に近接している樹木や、まさに建て替える先の部分にある樹木については、伐採はなかなか回避が難しいと考えてございます。

(3) 知事の意見

この問題について、以下のような意見が「知事の意見」として示されている (乙 5 2 の 2 ・ 5 6 4 頁、項目「生物・生態系」第 3)。

15

「3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。」

20

25

(4) 本件環境影響評価書素案と本件評価書について

ア 本件環境影響評価書素案について

本件事業者は、樹木の個別の移植ではなく、「樹木のまとまった移植による生態系の復元」という考え方を打ち出している。

5 (ア) 事業の実施に伴い、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場(建国記念文庫)の階層構造を有するまとまりのある植物群落を復元する計画である。

10 (イ) 「③神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地について」(甲 1 8 9・2 7 1 頁)

「・神宮外苑広場(建国記念文庫)等の植栽樹は、存置もしくは移植により極力残す計画とする。

・神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央 広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元するとともに、次の 100 年に受け継ぐ緑地環境を整備する。(図 8.6-21 参照)」

15 ちなみに、この建国記念文庫の樹木をまとめて移植するという移植計画は、実現が困難であるとして、2024 年 9 月 30 日付け「事後調査報告書(工事の施行中その 2)」(甲 A 3 1)によって変更され、現在では、「まとまりのある建国記念文庫の環境の復元」は困難となっている。それにもかかわらず、事業計画の変更届は未提出であり、この変更後の事業計画に対する、再度の環境影響評価手続も要請されていない状況である。

25 このことは、こうした「移植を通じた生態系の復元」という観念が、実現可能性に乏しいものであることを示すものである。

(5) 本件環境影響評価書について

本件評価書では、仮移植の場所や、本移植する場所の詳細を示さぬまま、まとまった移植を通じて樹林の生態系を保全するという方針のみが記載されている。

5 しかしながら、移植を通じた生態系の保全という措置は、本事業の対象区域内においては、一団の移植樹木をまとまった形で移植するだけの広がり
10 を有する土地が得られないことから、現実には不可能である。実際には、多くの移植樹木は、現状で既に樹木が密集している既存の樹林地の中に仮移植あるいは本移植されることになるので、結果として、移植樹木と既存
15 樹木の樹間距離が十分に取れないことから、移植樹木が活着しなかったり、樹木の成長にともない移植樹木も既存樹木も劣化・枯損していくこと
20 になることが予想されるのであるが、本件評価書においては、この問題に関する対策が一切講じられていないのである。

 このように、本件評価書に記載されている「移植を通じた樹林の生態系
15 の保全」という環境保全措置は、客観的科学的に見て、有効な「環境の保全のための措置」とはいえず、その点で、本件評価書には大きな欠陥があるものといわざるをえないのである。

(6) 小 括

 東京都条例 2 条 1 項は、評価書を「事前に事業の環境に及ぼす影響を調
20 査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」とされているところ、それが全くなされていない本件評価書には重大な瑕疵がある。

第 4 まとめ

25 1 上記で指摘した 5 つの点において、本件評価書には重大な瑕疵があり、そのため、本件事業者が東京都に提出した本件評価書は、「事前に事業の環境に及

ばす影響を調査・予測・評価し、また、環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」という東京都条例が要求する要件を満たしていない。

2 東京都知事は、本件再開発事業の施行認可をするに当たっては、東京都条例
5 60条に基づき、免許等基準審査適合性の審査に加えて、環境配慮審査適合性の審査を行わなければならないところ、上記のような、およそ東京都条例2条1号が環境影響評価書に求める要件を満たさない重大な瑕疵がある本件評価書を審査した上で、施行認可をした東京都知事の処分は、事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、免許等を行う者に付
10 与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであることが明らかであることを要するものと解すべきである。

3 このようなことになってしまった原因は、本件事業者が、4列のいちよう並木や、「秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのいちよう」（いわゆる「2列のいちよう並木」）の根系調査等の調査が未実施であり、また、新ラグビー場や新野球場
15 場の設計が、ごく大まかな基本構想の段階にあり、そのため新ラグビー場の建国記念文庫の杜に対する影響や、新野球場の4列の銀杏並木や上記の2列のいちよう並木に対する影響、2列の銀杏並木の移植の方法、新野球場による騒音被害、建国記念文庫の杜の移植による環境保全措置の有効性などの予測・評価が適切になされなかったことにある。

一言でいえば、事業者は、環境影響評価書を行うための事業計画が十分な熟
20 度に達しておらず、また環境への影響を予測・評価するための科学的調査が十分に行われていない段階で、未熟で内容の薄い本件評価書を提出したものであり、東京都知事は、環境配慮審査適合性の審査を的確に行い、環境影響評価書の要件を満たした評価書が提出されるよう指導、助言するなどすべきなのにそ
25 れを怠り、およそ環境影響評価書の名に値しない書面を元に環境配慮審査適合性の審査をすれば、本件の施行認可がされた時期に本件処分がなされることは

ありえないことであつた。

- 4 以上から、東京都知事の施行認可処分は違法であるから取り消されるべきである。

以上

令和5年(行ウ)第95号、同第332号
 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件
 原告 ロッシェル カップ 外159名
 被告 東京都(処分行政庁:東京都知事)

証 拠 説 明 書 (9)

令和7年2月19日

東京地方裁判所民事第51部B係 御 中

原告ら訴訟代理人
 弁護士 山 下 幸 夫



原告らは、甲第172号証乃至甲第190号証につき、次のとおり証拠説明をする。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲172	意見書	原本	R7.1.20	大方潤一郎 (東京大学 名誉教授)	環境影響評価書の瑕疵に 関する意見書の内容	
甲173	令和4年 度「東京 都環境影 響評価審 議会」第 一部会(第 2回)議 事録(抜 粋)	写し	R4.5.19	東京都環境 局	令和4年5月19日に開 催された東京都環境影響 評価審議会の議事録の内 容	
甲174	令和4年 度「東京 都環境影 響評価審 議会」第 11回總會	写し	R5.1.30	東京都環境 局	令和5年1月30日に開 催された東京都環境影響 評価審議会の議事録の内 容	

	部会議事録(抜粋)				
甲175	「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案(抜	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容
甲176	「新秩父宮ラグビー場・整備運営事業：鹿島グループに決定!」と題する記事	写し	R4.8.23	作成者不詳	「Kyoto-seikei」と題するブログの記事の内容
甲177	「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案(抜粋)	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容
甲178	令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会(第	写し	R4.5.19	東京都環境局	令和4年5月19日に開催された東京都環境影響評価審議会の議事録

	2回) 議事録(抜粋)					
甲179	令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会(第5回)審議資料1-1(抜粋)	写し	R4.8.16	東京都環境局	令和4年5月19日に開催された東京都環境影響評価審議会の審議資料1-1の内容	
甲180	令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会(第5回)議事録(抜粋)	写し	R4.8.16	東京都環境局	令和4年5月19日に開催された東京都環境影響評価審議会の議事録の内容	
甲181	「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案(抜粋)	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価書素案の内容	
甲182	「(仮称)神宮外苑地区市街	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価書素案の内容	

	地再開発事業」事業環境影響評価書素案（抜粋）					
甲183	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案（抜粋）	写し	R3. 8. 20	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容	
甲183	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案（抜粋）	写し	R4. 11. 30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容	
甲184	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案（抜粋）	写し	R4. 11. 30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容	
甲185	「(仮称) 神宮外苑地区市街	写し	R3. 8. 20	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書素案の内容	

	地再開発事業」事業環境影響評価書案(抜粋)					
甲186	「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書案(抜粋)	写し	R3.8.20	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書案の内容	
甲187	令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会(第12回)の配布資料4「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書案「第1回部会審議質疑応答」	写し	R4.3.24	東京都環境局	標記の資料の内容	
甲187	「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価評価書案の資料編の内容	

	事業」事業環境影響評価書素案・資料編（抜粋）					
甲188	令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）議事録（抜粋）	写し	R4.5.26	東京都環境局	令和4年5月26日に開催された令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第3回）の議事録の内容	
甲189	「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」事業環境影響評価書素案（抜粋）	写し	R4.11.30	三井不動産株式会社ほか	本件事業者が作成した環境影響評価書素案の内容	
甲190	「【あなたと神宮外苑の関わり】（神宮外苑開発訴訟資料記入シート）」と題するアンケート集	原本	作成日は各アンケート記載の日	原告原マリアンほか	北青山アパートの原告以外の原告と明治神宮との関わりの内容	

以上